

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aにおいてパブリカの生産業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日及び翌〇日、同僚が動かしていたパブリカ収穫用ボガード（台車状の器械）に後方から追突され、右足を負傷したことから、翌〇日、Bクリニックに受診し「右足挫傷、右膝挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒した。

請求人は、監督署長に、同年〇月〇日から同月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、治癒後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日に治ゆしたと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は平成〇年〇月〇日において、治ゆしてないと主張しているので、検討すると、以下のとおりである。

(2) 労災保険法に基づく休業補償給付の対象となるのは、医学的にみて、通常医療効果の期待できる場合に限られ、傷病の症状が固定した状態に至り、もはや症状改善のための効果的な治療が期待できなくなったときは、身体に障害が残り、それに対しての対症療法が施行されていたとしても、当該傷病は「症状固定」したものであるものとして、同法所定の休業補償給付の対象外となるものである。

(3) 請求人の本件傷病による症状は、受傷部位である右足、右膝の疼痛や痺れ、冷感覚等であり、検査結果からは骨折や脱臼などの所見は認められない。

(4) 次に請求人の本件傷病に係る治ゆの時期について検討すると、C医師は、平成〇年〇月〇日付けの診断書の提出依頼の回答書では「平成〇年〇月症状固定」、平成〇年〇月〇日付けの同回答書では「受傷後6か月後が相当」、平成〇年〇月〇日付けの同回答書では「加療を十分行えば治ゆも考えられる」とし、平成〇年〇月〇日付けの意見書では治ゆに関する質問に対し意見を述べていない。平成〇年〇月〇日以降の治療内容は、対症療法としての理学療法と薬物療法のみである。

(5) 以上の経過から、当審査会は、請求人の本件傷病は、遅くとも平成〇年〇月〇日において治ゆ（症状固定）の状態にあったものと判断する。

(6) なお、請求人は、監督署長及び審査官の決定に関し不信を述べているが、本件判断に影響を及ぼさないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。